岐 阜

県

公 報

毎週

発行

令和三年四月九日

第

岐阜県告示第百八十七号

次のように変更したので告示する。

物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下 「要措置区域」という。) を指定する。

令和三年四月九日

要措置区域

岐阜県知事

古

田

| 一|| 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十二条の土壌溶出 一基準に適合していない特定有害物質の種類 揖斐郡池田町宮地字上粕子一一番の一部

砒素及びその化合物

Ξ 土壌汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置 地下水の水質の測定

令和三年四月九日

び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、令和三年四月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

岐

岐阜県知事 古 田

国道		類の道 種路 路 線
島八六三番二地先まで同の市同の町同の下の町の一切である。	<b>十 洞九二八番四地先から 高山市清見町大原字杉谷</b>	名区間
後	前	別前変区 後更域
11:0~	· ?	ル (メート ト 幅
1至0•0	1年0• 0	ル(メート 長
		備考

岐阜県告示第百八十八号

同条第四項の規定により告示する。 第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

令和三年四月九日

土	
災害の	
発生	

岐阜県知事

古

田

1 鵜沼山崎町7丁目	新鵜沼台8丁目2	新鵜沼台8丁目1	新鵜沼台7丁目2	新鵜沼台7丁目1	1 鵜沼山崎町5丁目	目1 各務おがせ町3丁	目2 鵜沼大安寺町1丁	目 1 鵜沼大安寺町1丁	鵜沼西町2丁目4	2 蘇原興亜町4丁目	1蘇原興亜町4丁目	各務東町1丁目1	区域の名称
各務原市鵜沼山崎町7丁目	各務原市新鵜沼台8丁目	各務原市新鵜沼台8丁目	各務原市新鵜沼台7丁目	各務原市新鵜沼台7丁目	各務原市鵜沼山崎町5丁目	目各務原市各務おがせ町3丁	目 各務原市鵜沼大安寺町1丁	目	各務原市鵜沼西町2丁目	各務原市蘇原興亜町4丁目	各務原市蘇原興亜町4丁目	各務原市各務東町1丁目	区域の所在地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然土砂災害の発生

	( 249	9)_	<b>\$</b>	和3	年4月9	日	1	岐	阜	<u> </u>	₹ 公	報						第 1	93	号	
鵜沼茅場1	鵜沼石山1	八木山2	八木山1	松が丘1	おがせ町8丁目1	目2 各務おがせ町1丁	目1 各務おがせ町1丁	須衛町4丁目2	須衛町4丁目1	須衞町2丁目1	1蘇原東門町2丁目	1蘇原東門町1丁目	1蘇原飛鳥町2丁目	須衞 3	須衞 2	須衛 1	鵜沼伊木山1	目1 鵜沼大伊木町6丁	前渡東町1丁目3	上戸町7丁目1	
各務原市鵜沼茅場	各務原市鵜沼石山	各務原市八木山	各務原市八木山	各務原市松が丘	目 各務原市各務おがせ町8丁	目各務原市各務おがせ町1丁	目各務原市各務おがせ町1丁	各務原市須衞町4丁目	各務原市須衞町4丁目	各務原市須衞町2丁目	各務原市蘇原東門町2丁目	各務原市蘇原東門町1丁目	各務原市蘇原飛鳥町2丁目	各務原市須衞	各務原市須衞	各務原市須衛	各務原市鵜沼伊木山	目各務原市鵜沼大伊木町6丁	各務原市前渡東町1丁目	各務原市上戸町7丁目	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
													同筆	,	岐		所				_

新原北山町2丁目	鵜沼茅場 2	
各務原市蘇原北山町2丁目次の図のとおり	各務原市鵜沼茅場	
次の図のとおり	次の図のとおり	
土石流	土石流	

所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務

# 岐阜県告示第百八十九号

同条第四項の規定により告示する。 第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

## 令和三年四月九日

#### 岐阜県知事 古 田

根	根	根	根	根	根	根	根	根	根	根	X
根尾神所1	根尾小鹿2	根尾小鹿	根尾西板屋	根尾天神堂4	根尾天神堂3	根尾天神堂2	根尾長島	根尾能郷	根尾下大須	根尾越波	域
所 1	<b>鹿</b> 2	健   1	极屋	<b>押</b>	伊堂	伊堂	局	郷	大須	波	の
				4	3	2					名
											称
本当	本当	本当	本当	本当	本当	本当	本当	本当	本当	本当	X
木市根	木市根	市根	市根	木市根	市根	市根	市根	市根	木市根	市根	域
本巣市根尾神所	本巣市根尾小鹿	本巣市根尾小鹿	本巣市根尾西板屋	本巣市根尾長嶺	本巣市根尾天神堂	本巣市根尾天神堂	本巣市根尾長島	本巣市根尾能郷	尾下	本巣市根尾越波	စ
旂	鹿	鹿	板屋	嶺	神堂	神堂	島	郷	本巣市根尾下大須	波	所
											在
											地
次の	次の	次の	次の	次の	次の	次の	次の	次の	次の	次の	区
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	域の
35	3	2	35	35	2	2	2	2	35	2	の 表
ij	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	示
急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	急	現原土
斜斜	斜斜	斜斜	斜斜	斜斜	斜斜	斜斜	斜斜	斜斜	斜斜	斜斜	現象の種類原因となる
地の	地の	地の	地の	地の	地の	地の	地の	地の	地の	地の	種な害類るの
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然生の発生

号 岐阜県公報 令和3年4月9日 (250)

第

193

所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。) 根尾奥谷洞7 根尾高尾 根尾奥谷洞9 根尾奥谷洞8 根尾奥谷洞6 根尾奥谷洞4 根尾東板屋洞 根尾上大須洞 根尾大河原洞 根尾板所1 根尾奥谷洞5 根尾奥谷洞3 根尾奥谷洞2 根尾奥谷洞1 根尾大井洞 根尾長島洞 根尾奥谷3 根尾奥谷2 根尾奥谷1 根尾板所3 根尾板所2 根尾市場3 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 本巣市根尾東板屋 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾大井 本巣市根尾長島 本巣市根尾上大須 本巣市根尾大河原 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾奥谷 本巣市根尾高尾 本巣市根尾板所 本巣市根尾板所 本巣市根尾板所 本巣市根尾市場 次の図のとおり 岐阜県岐阜土木事務 土石流 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊

岐阜県告示第百九十号

根尾市場2

根尾神所2

本巣市根尾神所

本巣市根尾市場

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

ので、同条第四項の規定により告示する。第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和三年四月九日

岐阜県知事

古

田

肇

新鵜沼台8丁目1	新鵜沼台7丁目2	新鵜沼台7丁目1	3 4 3 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	目1 各務おがせ町3丁	<b>1</b>	<b>1</b> 鵝沼大安寺町1丁	鵜沼西町2丁目4	<b>蘇原興亜町4丁目</b>	ま な な な は は に 関 車 町 4 丁 目	各務東町1丁目1	区 域 の 名 称
各務原市新鵜沼台8丁目	各務原市新鵜沼台7丁目	各務原市新鵜沼台7丁目	各務原市鵜沼山崎町5丁目	目 各務原市各務おがせ町3丁	<b>各務原市鵜沼大安寺町1丁</b>	<b>各務原市鵜沼大安寺町1丁</b>	各務原市鵜沼西町2丁目	各務原市蘇原興亜町4丁目	各務原市蘇原興亜町4丁目	各務原市各務東町1丁目	区域の所在地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	関する事項 でれる衝撃に ではなりますると想定
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然

	A	44	_		**	400	Andre
(251)	令和3年4月9日	岐	阜	県	公	穀	<b>第</b> 193

1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
T   T   T   目   目   目   T   次の図の図の図の図の図の図の図のの図のの図のの図のの図のの図のの図のの図のの図の
土石流流 急 急 急 急 急 急 急 急 急 急 急 急 負 会 負 負 負 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 地 地 地 地 地 地 地 の の の の の の の 前 計 中 中 中

岐阜県岐阜土木事務		「「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、	「火がいる」は、省の図」は、省の図」に
土石流	次の図のとおり	各務原市蘇原北山町2丁目次の図のとおり	新原北山町2丁目
土石流	次の図のとおり	各務原市鵜沼茅場	鵜沼茅場 2
土石流	次の図のとおり	各務原市鵜沼茅場	鵜沼茅場1
土石流	次の図のとおり	各務原市鵜沼石山	鵜沼石山1
土石流	次の図のとおり	各務原市八木山	八木山2

所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十一号

ので、同条第四項の規定により告示する。 第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和三年四月九日

岐阜県知

м	4
실	ī
₹	₹
ㄹ	_
Ċ	3
_	•
_	
H	1
	1
	_
	E
4	

根屋	根屋	根屋	根屋	根屋	根屋	根屋	X
根尾天神堂4	根尾天神堂3	根尾天神堂2	根尾長島	根尾能郷	根尾下大須	根尾越波	域
堂	堂	堂	兩	₹tp	須	液	Ø
4	3	2					名
							称
本巣	本巣	本巣	本巣	本巣	本巣	本巣	区
市根	市根	市根	市根	市根	市根	市根	域
本巣市根尾長嶺	本巣市根尾天神堂	本巣市根尾天神堂	本巣市根尾長島	本巣市根尾能郷	本巣市根尾下大須	本巣市根尾越波	Ø
領	伊堂	伊堂	局	郷	大 須	波	所
							在
							地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	関する事項では、とは、とは、のでは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然

				Г
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷洞8	第
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷洞7	i 19
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷洞6	93
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷洞5	号
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷洞4	
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷洞3	
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷洞2	
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷洞1	
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾東板屋	根尾東板屋洞	
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾大井	根尾大井洞	岐
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾長島	根尾長島洞	i .
土石流	次の図のとおり	本巣市根尾大河原	根尾大河原洞	阜
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷3	県
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷2	<u> </u>
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾奥谷	根尾奥谷1	公
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾高尾	根尾高尾	報
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾板所	根尾板所3	<u> </u>
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾板所	根尾板所2	
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾板所	根尾板所1	令
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾市場	根尾市場3	和 3
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾市場	根尾市場2	年 4
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾神所	根尾神所2	月 9
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾神所	根尾神所1	日
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾小鹿	根尾小鹿2	( 2
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾小鹿	根尾小鹿1	252)
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本巣市根尾西板屋	根尾西板屋	

根尾奥谷洞9

本巣市根尾奥谷

次の図のとおり 土石流

所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務

示

公

土地改良区の合併認可

とおり土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十二条第二項の規定により、次の

令和三年四月九日

養老町高田土地改良区	変更する土地改良区名合併後存続し、及び定款を	
区 養老町烏江土地改良	する土地改良区名合 併に より 解散	
\$	認	
和		
Ξ	可	
•	年	
四・	月	
_	日	

岐阜県知事

古

田

## 落札者等に関する公示

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田

- 調達物品の名称及び数量 岐阜県美術館エアタイト型展示ケース | 料
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約 随意契約の理由 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第

8 号該当

ω

契約の相手方を決定した日 令和3年2月26日

=令 \_和 年就 月 꺶 日任

理事 役名 河 田

河

光 敏

泂

田 田 氏

名

住

所

岐阜市城田寺 岐阜市城田寺 一九番地

五二番地 七五番地

|五五番地|

岐阜市城田寺 岐阜市城田寺

| | 五番地

正

利 文 雄 均 秀 光

岐阜市城田寺 岐阜市城田寺

岐阜市城田寺

一〇八番地 五九七番地

五八四番地

岐阜市城田寺 九六〇番地

岐阜市上城田寺中 岐阜市城田寺 六一四番地一四 三〇番地

岐阜市城田寺 ||三番地

土地改良区の定款の変更認可

同

土

田

宏

監

同 同 同 同 同 同 同 同 同

> 市 土 小 坂

和

行 雄

田

岐阜市城田寺

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次の土

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田

地 用 水 改 土 良 地 改  $\overline{\mathbf{X}}$ 良 X 名 令 和 認 可 ₹ 年 三二四 月

日

# 土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次の土 土

# 地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

## 令和三年四月九日

# 岐阜県知事

#### 古 田

関	±
市	
肥	地
田	
瀬	改
用	
水	_
±	良
地	
改	X
良	
X	名
令和	認
Ξ	可
•	年
≡	月
ΞC	В

# 土地改良区の定款の変更認可

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次の土

## 令和三年四月九日

#### 岐阜県知事 古 田

121	
市	
倉	地
知	
用	改
水	
±	良
地	
改	X
良	
X	名
令和	認
<b>≇</b> 4	可
•	年
=	月
ΞO	日
1	

# 土地改良区の定款の変更認可

岐

関

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次の土

## 令和三年四月九日

# 岐阜県知事

#### 古 田

関	±
市	
木	11L
曽	地
Ш	
右	改
岸	
用	
水	良
±	
地	区
改	
改良	2
	名
良区	
良区令和	名
良区	名認可
良 区 令和 三・	名認
良 区 令和 三・	名認可
良区令和	名認可年

# 土地改良区の定款の変更認可

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次の土

## 令和三年四月九日

# 岐阜県知事

古

田

美濃	±
加茂市	地
木曽川	改
右岸用	良
水土地	X
改良区	名
令和	認
<del>тн</del> <u>=</u>	可
<del>-</del>	年
Ξ.	月
- - 九	日

# 土地改良区の定款の変更認可

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次の土

## 令和三年四月九日

#### 支骨骨四耳 5 E

岐
岐阜県矢事
知事
古古
Œ
_

坂祝	±
町木曽	地
1 川 右岸	改
. 用 水 土	良
一地改良	区
X	名
令和	認
=	可
-	年
<u>=</u>	月
九	日

# 土地改良区の定款の変更認可

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土

## 令和三年四月九日

#### 岐阜県知事 古 田

_	( 255 )	令和3年4月9日	岐	阜	県	公	報	ł				第	193	号
										地改十				
						下	±		令和	良地区	<u></u>		八百	土
						呂			無	の良定法	地改自		津	
						市	地		令和三年四月九日	の昭変和	区の		町木	地
						萩	3/2		Ħ	更十	定款		曽	347
						原町	改			認可生	土地改良区の定款の変更認可		川右	改
						±	良			な律の第	認可		岸用	良
						地	~			で、古、			水	
						改	X			同 条 五 筆 号			土地	X
						良		岐 阜		至 <sup>3</sup> 項 第			改良	
						区	名	岐阜県知事		地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、			区	名
						<b>今</b>	認	古		正祭によ			<b>\$</b>	認
						令和	可			りの			令和	可
						=	年	田		示規すた			≡	年
						四	月			。 よ い			≡	月
						九	日	肇		次			三二九	日
										次 の 土				
r														